

中区 謎解き事業 業務委託仕様書（案）

1. 業務名

中区 謎解き事業 業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

3. 委託業務の目的及び概要

本事業は、中区の地域資源である歴史遺産等を謎を解きながら巡ることで、身近にあるスポットの魅力を知ってもらい、地元愛（シビックプライド）の醸成につなげることを目的とする。

本事業の概要は、岡山市中区民（小学生親子や歴史に興味のある人など）を主なターゲットとして、中区管内にある歴史遺産等に設定された謎を解きながら周遊し、解答及びアンケートをスマートフォンに入力して応募してもらう企画とする。また参加者には、抽選で当たる賞品を用意し、応募やアンケートを促すものとする。

4. 業務内容

本業務の基本的な内容は、下記のとおりとする。

（1）コンセプトの構築及び実施計画の策定

- ①本業務の実施計画（コンセプト、事業計画及びスケジュール等）を策定すること。
- ②本業務の目的を達成するため、中区の歴史遺産等を活かした謎をどのように設定し、ストーリー性を持たせて実施していくのかコンセプトも含めて提案すること。

（2）効果的な情報発信の実施

- ①話題性、拡散性等を確保するため、新聞・雑誌、インターネット広告、SNSなどを複数融合させた効果的な情報発信企画を実施すること。また、実施にあたっては、各媒体のターゲット層及び効果指標を明確にすること。
効果的な情報発信については、具体的な企画について提案すること。

- ②岡山市が以下の媒体を用いて情報発信を行うため、必要な画像の提供等に協力すること。

- （ア）岡山市の広報紙「市民のひろば」
- （イ）岡山市中区役所公式Instagram
- （ウ）岡山市ホームページ
- （エ）岡山市公式X

(3) 謎解き企画の実施

①岡山市中区管内にある歴史遺産等を巡る謎解き企画を実施すること。

(ア) 実施時期 令和7年10月24日(金)頃から令和7年11月25日(火)頃まで
(予定)

(イ) 実施場所(例示)

- (i) 沖田神社(中区沖元411)
- (ii) 備前国総社宮(中区祇園596)
- (iii) 安住院(中区国富三丁目1-29)
- (iv) 玉井宮東照宮(岡山県岡山市中区東山1-3-81)

(場所については岡山市との協議により決定。中区管内で4か所程度を想定)

(ウ) 実施内容 企画制作に関する業務

(開催計画の作成、謎の制作、施設管理者等との調整など本企画の実施に関する業務)

※賞品の手配及び発送、当選者の決定は岡山市が実施する。

※上記内容に定めのない業務については、十分に協議の上、実施する。

②謎解き企画の実施に係る具体的な業務内容は次のとおりとする。

(ア) 謎解き企画のストーリー及びプログラムの作成

- ・中区の歴史遺産等と謎を結び付けるなど、本事業の内容に沿った謎を制作すること。
- ・謎の制作にあたっては、難易度の異なる2パターン(一般向け・小学生向け)を設定するなど、多様な年代が楽しめるものとする。
- ・現地への設置物を極力なくし、既存の歴史遺産等をできるだけ活用した問題を作成するよう工夫すること。作成にあたっては、各施設管理者とも十分に協議の上、立入可能な時間帯及びエリア内で解くことができる謎とすること。
- ・ヒント提供店(もしくは、ヒント提供用WEBページ)を用意するなど、参加者が謎を解けない場合でも、解答を導き出せるような工夫をすること。
- ・本事業を実施するために必要な各種ツールの作成に係る費用等は全て当初の契約金額に含むものとする。

(イ) 謎解きの参加冊子の作成

- ・謎解き企画の参加に必要な謎解き参加冊子をデザインし作成すること。
- ・各歴史遺産等の解答記入欄(メモ用)を設けること。
- ・謎解きの解答及びアンケート入力用WEBページに遷移する二次元バーコードを記載するスペースを設けること。
- ・謎解きの答え合わせ用WEBページに遷移する二次元バーコードを記載するスペースを設けること。
- ・中区全体及び各歴史遺産等周辺の地図を記載するスペースを設けること。

- ・作成部数は12,000部以上とする。
- ・サイズ等の仕様は提案による。
- ・参加冊子の配布は岡山市が実施する。

(ウ) 謎解きの解答及びアンケート入力用WEBフォームと謎解きの答え合わせ用WEBフォームを作成すること。

- ・各WEBフォームは岡山市のホームページ (<http://www.city.okayama.jp/index.html>) との連携が可能な構成とすること。
- ・各WEBフォームはパソコン及びタブレット、スマートフォンそれぞれでの表示に適した形式とすること。
- ・WEBフォームの制作・運営に必要なサーバー等のハードウェア、ネットワーク及びデータベース、ソフトウェア等は受託者が用意し、令和8年1月30日までの保守・運営管理費用は当初の契約金額に含めること。
- ・謎解きの答え合わせ用WEBフォームは、実施期間終了後に公開されるよう設定すること。
- ・謎解きの解答及びアンケートの入力データについては、実施期間終了後、csv形式にてすみやかに岡山市へ提出すること。

(エ) PR用ポスターの作成

- ・謎解き事業を周知広報するためのポスターをデザインし作成すること。
- ・作成枚数は100枚以上とする。
- ・サイズはB2とし、その他の仕様は提案による。
- ・PR用ポスターの配布は岡山市が実施する。

③前項に掲げる業務における制作物の作成にあたっては、内容やデザインの案を事前に岡山市に提出し、了承を得ること。

※提案にあたっては、以下に掲げる【留意事項】に留意すること。

【留意事項】

- ・参加者が、謎解きを楽しみながら中区の歴史遺産等を巡ることができる企画を構成し提案すること。
- ・謎解きの問題のサンプルを提案すること。ただし、過去に実施した類似事業で使用したのもでも提案として認めることとする。
- ・謎解きの参加冊子の概要、デザイン、ページ数、用紙の種類、厚さ等の仕様について提案すること。
- ・PR用ポスターのデザイン、用紙の種類、厚さ等の仕様について提案すること。
- ・ただし、上記に記載の内容以外でも、さらなる集客が見込まれる等、より優れた企画については提案として認めることとする。

(4) ランディングページの制作

①謎解き企画を周知広報するランディングページ(以下「LP」という)を制作する

こと。LPは岡山市のホームページ (<http://www.city.okayama.jp/index.html>)との連携が可能な構成とすること。

- ② LPはパソコン及びタブレット、スマートフォンそれぞれでの表示に適した形式とすること。
 - ③ 謎解き企画のルール、ストーリー等の概要を掲載すること。
 - ④ 謎解きの解答及びアンケート入力用WEBフォームに遷移する二次元バーコードを掲載すること。
 - ⑤ 謎解きの答え合わせ用WEBフォームに遷移する二次元バーコードを掲載すること。
 - ⑥ 中区全体及び各歴史遺産等周辺の地図を掲載すること。
 - ⑦ LPの制作・運営に必要となるサーバー等のハードウェア、ネットワーク及びデータベース、ソフトウェア等は受託者が用意し、令和8年1月30日までの保守・運営管理費用は当初の契約金額に含めること。
 - ⑧ LPの制作にあたっては、デザインの案を事前に岡山市に提出し、了承を得ること。
- ※提案にあたっては、以下に掲げる【留意事項】に留意すること。

【留意事項】

- ・ LPは謎解き企画のテーマに沿った内容とし、デザイン及びページ構成を提案すること。
- ・ LPへのアクセスを促す手法があれば併せて提案すること。

(5) 効果測定

- ・ アンケートの作成及び集計、並びに効果測定を実施すること。
- ・ アンケートの作成にあたっては、項目の案を事前に岡山市に提出し、了承を得ること。

5. 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施する上で必要な業務については、岡山市との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

6. 協議

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は岡山市が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。

岡山市が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変

更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

7. 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、岡山市の承諾を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 工程表（委託作業表）
- (4) 業務責任者届
- (5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

8. 知的財産権等

受託者は、本業務委託範囲内で制作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む）を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

受託者は、本業務委託において制作した成果物が著作物に該当する場合において、岡山市並びに岡山市より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

受託者は、本業務委託で制作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により岡山市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報保護法
- (3) その他の関係法令

1 0. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は岡山市の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

受託者は、業務の遂行にあたっては、個人情報保護法に準じて取得した個人情報はその取扱いに最大限の注意を払うこと。

1 1. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

1 2. 貸与資料等

受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、岡山市が提供することが可能な資料等は、岡山市が受託者に無償で貸与するものとする。

貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。

1 3. 業務報告書

受託者は、本業務終了時までには岡山市に業務報告書を提出すること。提出する報告書は、すべて日本産業規格A列4版（一部A列3版可）にて作成し、1部提出すること。合わせてウイルス対策ソフトにより検査した上で、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）による報告書データも1部提出すること。

制作したポスター、LP等の制作物のデザインデータ及び素材データを収めたDVD-ROMを1枚提出すること。

その他、本業務において報告すべきと考えられる事項については、岡山市と協議の上報告すること。

1 4. その他

本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に岡山市と連絡調整を行うこと。また、月に2回程度、進捗

会議を開催し、専任担当者を参加させること。

本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。

本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を岡山市に提示しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わないものとする。

この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに岡山市と受託者とが協議して決めるものとする。